

内閣参質二〇八第三一号

令和四年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出ウクライナ情勢を受けた経済制裁措置に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ウクライナ情勢を受けた経済制裁措置に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和四年三月四日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「ロシアのウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、国際社会が結束して毅然と対応することが重要です。（中略）引き続き、国際社会への影響を見極めつつ、ロシアに対して今回のウクライナ侵略のような暴挙には高い代償が伴うことを示すべく、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシアに対する経済制裁の実効性を確保するべく努めてまいります。」と答弁したとおりである。

二について

お尋ねの「経済制裁措置が日本経済に与える影響」については、内外経済状況等様々な要因によって変動するため、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「国内の金融機関や金融サービスの利用者 に及ぼす影響」については、内外経済状況等様々な要因によって変動するため、一概にお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「政策的対応」については、令和四年三月二日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「政府としましては、国際社会への影響を見極めつつ、ロシアに対して最大のコストを課すといった観点から、引き続きG7を始めとする国際社会と緊密に連携しつつ対応していく必要があると考えられています。その際に、今回の措置によって国民生活や日本経済に関する様々な分野への影響が出ることで、これは十分想定されます。政府としても、その動向を注視し、対応すべきものにはしっかりと対応していかなければならない、このように認識をしております。」と答弁したとおりである。